

仙台市交通局実習用通学定期乗車券発行認定に関する事務取扱要領

(平成 21 年 3 月 31 日管理者決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、仙台市乗合自動車運賃条例施行規程（平成 22 年仙台市交通局規程第 1 号）第 25 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び仙台市高速鉄道運賃条例施行規程（昭和 62 年仙台市交通局第 10 号）第 18 条第 1 項第 2 号イからハまでに掲げる学校等が、在籍する学生又は生徒に学習単位の習得のため当該学校の所在地と異なる場所において実習を実施する場合に、仙台市交通局が発行する実習用通学定期乗車券（以下「実習用定期券」という。）に係る仙台市交通事業管理者（以下「管理者」という。）の認定について、必要な事項を定めるものとする。

(発行に関する認定)

第 2 条 実習用定期券発行を受けようとする学校等の代表者は、次の各号に掲げる書類を実習用通学定期乗車券発行認定申請書（別記様式第 1 号）に添付して管理者に提出しなければならない。

- 一 実習計画書（実習期間及び実習場所が記載されているもの）
- 二 **icsca** 通学定期乗車券 購入申込書（**実習用**）（別記様式第 2 号）
- 三 その他管理者が指定するもの

(認定基準)

第 3 条 実習用定期券の発行認定の基準は、次のとおりとする。

- 一 実習期間がおおむね 1 月以上であること
- 二 当該実習が学習単位の取得など授業の一環として行われるものであること

(認定方法)

第 4 条 管理者は、第 2 条の規定による発行認定の申請があった場合は、前条に定める認定基準に照らして当該申請の内容を審査し、認定の可否を決定するものとする。

2 管理者は、前項の規定による認定を行った場合は、申請者に対し実習用通学定期乗車券発行認定書（別記様式第 3 号）及び交通局確認印を押印した **icsca** 通学定期乗車券 購入申込書（**実習用**）を交付する。

(申請内容の変更の届出)

第 5 条 学校等の代表者は、実習用定期券の認定を受けた者について、実習期間その他申請内容に変更が生じた場合は、速やかに実習用通学定期乗車券発行認定変更届（別記様式第 4 号）に **icsca** 通学定期乗車券 購入申込書（**実習用**）を添付してその旨を管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、前項の届出があった場合は、届出の内容を確認のうえ、届出者に対し、変更後の内容による実習用通学定期乗車券発行認定書及び交通局確認印を押印した **icsca** 通学定期乗車券 購入申込書（**実習用**）を交付するものとする。

(認定の取消)

第 6 条 次の各号の一に該当する場合は、第 4 条の発行認定を取り消すことがある。

- 一 仙台市交通局通学定期乗車券発行認定に関する事務取扱要領(平成 21 年 3 月 31 日管理者決裁) 第 9 条に規定する認定の取消を受けたとき
- 二 実習用通学定期乗車券発行認定書に記載する遵守事項に違反したとき

三 実習の中止その他の事由により認定の必要がないと認められるに至ったとき

附 則

(実施期日)

- 1 この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。
(既存要領の廃止)
- 2 仙台市交通局通学定期乗車券発行認定に関する事務取扱要領(平成 7 年 7 月 21 日管理者決裁)は、
廃止する。
(経過措置)
- 3 この要領の実施日において、現に発行認定を受けている学校等については、この要領により認定されたものとみなす。

附 則 (平成 22 年 4 月 1 日改正)

(改正期日)

- 1 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。
(経過措置)
- 2 この改正の実施の前日に実習用通学定期乗車券について仙台市交通事業管理者の認定を受けている学校等については、改正後の仙台市交通局実習用通学定期乗車券発行認定に関する事務取扱要領の規定により発行認定を受けたものとみなす。

附 則 (平成 26 年 3 月 28 日改正)

この改正は、平成 26 年 3 月 28 日から実施する。

附 則 (平成 28 年 2 月 2 日改正)

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から実施し、同日以後を開始日とする実習に係る実習用通学定期乗車券発行認定申請から適用する。

附 則 (平成 31 年 4 月 26 日改正)

この改正は、平成 31 年 4 月 26 日から実施する。

附 則 (令和 3 年 3 月 24 日改正)

この改正は、令和 3 年 3 月 24 日から実施する。

附 則 (令和 4 年 2 月 25 日改正)

この改正は、令和 4 年 2 月 25 日から実施する。

附 則 (令和 5 年 3 月 15 日改正)

この改正は、令和 5 年 3 月 15 日から実施する。

実習用通学定期乗車券発行認定申請書

（あて先）
仙台市交通事業管理者

認定番号
所在地
名称
代表者

当校に対し、実習用通学定期券の発行認定をされるよう次の書類を添付して、申請します。

記

- 1 実習計画書
- 2 **icsca** 通学定期乗車券 購入申込書（実習用）

icsca 通学定期乗車券 購入申込書 (実習用)

以下の内容及び仙台市交通局が定める仙台市ICカード乗車券取扱規程にご同意のうえ、お申し込みください。

- ◆個人情報の取扱い
 - ① お申し込みの際にご記入いただいた個人情報は、仙台市交通局で管理します。
 - ② 個人情報の利用目的は、次のとおりです。
 - 1) 記名式icscaの発売、変更、再発行、払戻し等の申込内容の確認
 - 2) 仙台市交通局から連絡する必要がある場合の連絡先の確認
 - ③ 仙台市交通局は、取得した個人情報を上記利用目的の範囲内で、icscaが利用できる交通事業者に知らせることがあります。
 - ④ 統計の作成のために個人情報を利用する場合は、利用者を特定できないよう修正した上で利用いたします。
- ◆初回icsca購入時は、デビット(預かり金)500円が必要です。

仙台市交通局

実習用	通学大人(中学生以上) ・ 通学小児(小学生以下)		令和 年 月 日 申込	
	チャージ ※定期券購入と同時にチャージできます。		福祉割引 なし ・ 本人	定期券の支払い方法 現金 ・ クレジットカード
チャージなし ・ 1,000円 ・ 2,000円 ・ 3,000円 ・ 5,000円 ・ 10,000円 ※デビットを含まない金額となります。 ※デビット及びチャージは現金でのお支払いとなります。		icscaの購入 する ・ (しない) お持ちのicscaを利用		※クレジットカードは窓口にお越しの方の名義に限ります。 ※デビット及びチャージは現金でのお支払いとなります。
学部・学科・学年	生年月日	西暦	年	月 日
フリガナ	氏名・性別	電話番号	※拾得時にお知らせすることができます。	
住所(居住地)	実習期間	※乗車区間	地下鉄 ・ 市バス	⇔
	実習先名称		地下鉄 ・ 市バス	⇔
	実習先住所		宮城交通バス・ミヤコーバスとの乗継	あり ・ なし
購入する券種	※学都仙台フリーパスのみを購入する場合は、本申込書は不要です。一般用の「icsca通学定期乗車券 購入申込書」にて直接定期券発売所へお申し込みください。 なお、学都仙台フリーパスは学生証等の提示により購入できます(【通学証明】欄の記載は不要です)。 <input type="checkbox"/> 区間指定定期券(※乗車区間に記入した区間の定期券を発行します)			
使用開始日及び有効期間		月	日	から ① ・ ③ ・ ⑥ ケ月

【通学証明書】		交通局使用欄	実習生様へ 二重枠線内を記入して学校へご提出ください。 他の箇所は定期券購入の際にご記入願います。
(発行者)	年 月 日 発行	印	
所在地			
学校名			
代表者氏名		※代表者印の押印は不要です	実習第 号

※区間指定定期券で実習用通学定期券を購入の際は、本通学証明書が必要です。ただし、実習期間内における継続購入の場合は不要です。(実習期間が年度をまたぐ場合は、実習期間内における継続購入の場合でも通学証明書が必要となります)

実習用通学定期乗車券発行認定書

様

仙台市交通事業管理者 （氏名）

次の条件により、実習用通学定期乗車券の発行認定をします。

- 1 実習用通学定期乗車券の発行認定は、別添の「**icsca** 通学定期乗車券 購入申込書(実習用)」にある 科 年 名に限ること。
- 2 実習用通学定期乗車券使用者は、貴校学生（生徒）に限ること。
- 3 実習用通学定期乗車券使用者には身分証明書を携帯させること。
- 4 通学証明書を不正に発行しないこと。
- 5 実習先、実習期間等申請内容に変更が生じた場合は、代表者は速やかに届け出ること。
- 6 前各号に違反したときは、認定を取り消すことがある。
- 7 通学証明書の発行の日付から1ヶ月以内に通学定期乗車券を購入すること。

（あて先）
仙台市交通事業管理者

実習用通学定期乗車券発行認定変更届

住所
校名
代表者名

下記学生（生徒）に対する認定内容に下記のとおり変更がありますので、届出いたします。

記

- 1 認定日 年 月 日
- 2 認定番号 実習第 号
- 3 学生（生徒）氏名
- 4 変更内容 (変更前)
(変更後)
- 5 変更理由
- 6 添付書類 **icsca** 実習用通学定期乗車券 購入申込書（実習用）